

議案第 77 号

三田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(三田市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 三田市国民健康保険税条例(昭和32年三田町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第3項中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改める。

(三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成26年三田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

付則第11項を削り、付則第12項を付則第9項とし、付則第13項を付則第10項とする改正規定を次のように改める。

付則第11項を削り、付則第12項を付則第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2

項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

付則第13項を付則第12項とする。

付則第14項の改正規定中「付則第11項」を「付則第13項」に改める。

付則第15項を付則第12項とし、付則第16項を削る改正規定中「付則第12項」を「付則第14項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第2条の規定は平成29年1月1日から、第1条の規定は平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例第1条の規定による改正後の三田市国民健康保険税条例第2条及び第21条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、

平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 この条例第2条の規定による改正後の三田市国民健康保険税条例付則第10項及び第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。